

議題（１） 第２期宮代町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況（令和２年度）について

委員からの意見等	町の見解等
① 事業計画のP 57の一時預かり事業として、「ファミリー・サポート・センター」が載っていますが、「認可外保育施設1か所」の表記が正しいかと思います。 ファミリー・サポート・センター（受託事業） ≡ きらりびとみやしろ キッズルームきらり（認可外保育施設）と思います。	事業計画では、「きらりびとみやしろ」が実施する一時預かり事業を、「きらりびとみやしろ」が受託するファミリー・サポート・センターと表記しています。 ご指摘の通り「認可外保育施設」と表記したほうがよかったと認識しています。
② 2（7）子育て援助活動支援事業の量の見込みに対する実績が約1／3となっている。理由として新型コロナ感染症対策の影響は大きいと考えられるが、コロナ禍においても必要としている方は多いのではないか。利用方法等の工夫はあったのか。 2（11）放課後児童健全育成事業は、学童保育を利用する量が、確保の実績を下回り、ニーズに対応した適切な利用となっている。今後とも適切かつよりよい利用となつてほしい。	コロナ禍の中で利用者が不要不急の外出を控えたことで利用実績が減少したもので、残念ながら利用方法等の工夫や利用促進を促すような具体的な施策は実施できませんでした。今後はこのような状況下においても利用していただける環境の整備に努めたいと考えます。 今後もニーズに対応した受け入れ態勢の確保ができるよう準備していきます。
③ 幼稚園での満3歳児就園が増えてきました。おおむね計画が進んでいるので良かったです。	保育の無償化の影響もあるかと思われますが、見込みよりも幼稚園の利用者数が増加しています。
④ 全体的に進捗状況をみると、施設の整備や定員の弾力化などの工夫により、利用者のニーズに対応できているといえると思う。ただ、コロナ禍にあることにより、利用を控えている家庭もあると考えるとまだまだ今後の対応策を検討する必要があると思う。	コロナ禍の中で利用者が不要不急の外出を控えたことで各種事業の利用実績が減少したと考えられ、今後はこのような状況下においても利用していただける環境の整備に努めたいと考えます。

議題（２） 令和４年度保育所・学童保育所入所申請及び入所決定状況について

委員からの意見等	町の見解等
① ③入所決定状況（一次審査結果）のなお書きの部分について 「令和５年度の開園を目指し・・・整備を進めています。」とありますが、町全体で６０名の定員増でしょうか。または、閉園を伴う新規園の開設でしょうか。	令和５年度の保育園整備については、町全体で６０名の定員の増加を予定しており、同時に閉園を伴うものではありません。
② 学童保育の笠原小学校の入所希望（必要見込）が高い為、今後の対応を早期に決める必要があると思います。	令和５年度以降の対応については、新しい学童保育施設を建設するという方向で調整を開始しました。
③ 令和５年度以降のふじ児童クラブの対応方針について検討を行っているとの事ですが、学童保育所の設置場所については、現在ある場所、又は学校から余り遠くない距離が安全面などを考えた時望ましいと思いますがどうでしょうか。	ご指摘の通り、建設場所については、学校からの距離を第一優先として検討する予定です。
④ ２．学童保育所 ①入所申請及び入所決定状況の表において、定員に対する入所率の計（全体）が「８３％」となっているが、「９８％」ではないか。 ふじ児童クラブの入所児童数増への対応について、収容人数が大幅に不足することになった理由が３点示されている。当初の推計値から様々な状況が大きく変化したと考えられる。現在も定員ギリギリの中で運営しているが、安心、安全な学童保育所を考えると「量」と「質」の問題を考えていただきたい。今後の状況を考えた時に、保育所の場所を増やすことも一案であるが、ある学年までを定員とすることも一案で	ご指摘の通り、「９８％」です。 ふじ児童クラブの入所児童数増への対応については、庁内で審議をした結果、ご指摘の通り、学年を基準で選考するという選択肢もありましたが、可能な限り保育ニーズに対応していくとの方針のもと、新しく学童保育施設を建設するという方向で調整を開始しました。

あると考える。	
⑤ 小規模保育施設の0～2歳に対する弾力化は、控えらるるというのではと思います。 ふじ児童クラブの利用者急増は、笠原小の在籍児童の急増に伴うものだが、利用率4割に驚いています。コロナ禍にあることや一施設内に大勢いることでの子ども達のストレス等が心配です。早急な対応をお願いしたいと思います。 就労証明書が兄弟で保育園・幼稚園・学童保育が、コピー提出できるのは、保護者が助かると思います。	小規模保育施設事業者と調整のうえ、待機児童解消のため、保育士の配置数及び保育室の面積基準を満たしていることを条件として、定員を超える受け入れを行うものです。このような対応は、必要最低限に抑えるべきであると考えていますので、令和5年度に新たな保育所が開所となり定員に余裕が生じましたら、直ちに小規模保育施設の弾力化は解消したいと考えています。 ふじ児童クラブの令和5年度以降の対応については、新しい学童保育施設を建設するという事で調整を開始しました。 提出書類については、なるべく保護者の負担軽減を図り、手続きの効率化を図っています。

議題（３） 保育料の見直しについて

委員からの意見等	町の見解等
① 無償化は、特に変更はないのでしょうか。	保育の無償化事業は、来年度については変更ありません。
② 保育料・給食費の無償化へ向って欲しい。 2人目以降の子どもの無償化等段階的にでも進めて欲しい。	現在、保育の無償化については3歳児から5歳児までが対象となっており、0歳児から2歳児までについては、住民税が非課税世帯は無料、また、第2子は半額、第3子以降は無料となっているところです。 現時点において、町単独で無償化の対象を拡大する予定はありませんが、今後の保育の無償化に関する国の動きについては、注視していきたいと考えています。
③ 保育料の設定基準が12階層に細分化された事により、子育て世帯の保育料軽減を目的とするものであれば同意します。	新型コロナウイルス感染症の影響等により所得が減少した子育て世帯の負担軽減を図ることを趣旨として、保育料の階層区分を所得の増減がより細かく反映できるように、現行の8階層から12階層に見直し（引き下げ）を行うものです。
④ 目的に示されている通り、従来からの課題を改善するために、階層区分の適正化を図り、コロナ禍における子育て世帯の負担軽減に寄与する細分化である。とてもよいことである。	見直し後の保育料については、令和4年4月分から適用となります。
⑤ 保育園の保育料は、複雑ですね。見直ししていただくことで、同じ所得で増額される世帯はなく、160世帯中50世帯が減額になるとのことは、保護者にとってありがたいことだと思います。	ここでいう水準とは、国が示している水準（公定価格）となります。 学童保育の保育料について、ご指摘のような兄弟割や学年割といった割引制度の導入は、現在のところ予定していません。

保育所・保育園へは、水準より減額した分については市町村の負担になりますとありますが、運営側としてもありがたいことです。（水準とは、現在の宮代水準でしょうか・・・。） かえでクラブも令和4年度から、保育料引き落としを町にお願いすることになり、指定管理料に含まれることで一年を通して安定した運営に繋がると思っています。ありがとうございます。 学童保育の保育料は、市町村によって違いますが、兄弟割や学年割のような導入はあるのでしょうか。 低く設定されていて（公立ができた頃から変わらない金額）、増額は時代的に難しいと思いますし、減額となるとますます町の負担が増えてしまうのでしょうか。	学童保育の保育料については、現在も所得等に応じた減免を行っていますが、仮に兄弟割や学年割の減免を行った場合は、ご指摘の通り町の負担が増えることになります。
---	--

議題（４） 子ども家庭総合支援拠点の設置について

委員からの意見等	町の見解等
① 「虐待の相談」や「保護者（母親）の体調（精神含む）」の状況においてのサポート（ファミサポ）や対応もあります。拠点になる程の位置にはいませんが、報告の協力などは可能な立場であると感じます。	支援が必要な家庭の早期発見、虐待の未然防止から再発防止までに対応するには、ファミリー・サポート・センターを含めた関係機関との連絡調整・連携が必要不可欠であると考えています。
② 子どもの虐待の死亡例において、行政の部門ごとの連携不足により起きてしまったケースが多いと思うので、専任の拠点の設置は良いことだと思います。	増加する児童虐待の対応や要支援・要保護児童等への支援強化を図ることを目的に、令和４年４月に子ども家庭総合支援拠点を設置するものです。
③ 国が今国会で成立をめざす児童福祉法改正案では、子育てに困難さを抱える世帯の支援強化を柱にすえ、訪問型の支援サービス事業の新設を盛り込んでいるようです。 未来を担う子どもたちのために、当該支援拠点がこうした取組をしっかりと実践していける組織となることを期待しています。	子ども家庭総合支援拠点の具体的な取組としましては、保育園、学校等への訪問や継続的な支援が必要な家庭等の定期訪問や面談の充実を図るとともに、生活支援のための子どもの見守り強化やヤングケアラーへの対応を実施していく予定です。 また、今後はご意見にあります法改正等によって当該拠点の役割はますます拡大していくものと認識しています。
④ 新たな担当を設置し、専任の有資格者を配置した対応を行うとある。ぜひ、関係機関との連携を十分に図りながら適切に対応していただきたい。 今後、保育園、学校、必要な家庭等への訪問がスムーズに行われ、情報の共有や対応が適切に行われるように、取組をさらに具体的に示してほしい。	子ども家庭総合支援拠点の具体的な取組としましては、保育園、学校等への訪問や継続的な支援が必要な家庭等の定期訪問や面談の充実を図るとともに、生活支援のための子どもの見守り強化やヤングケアラーへの対応を実施していく予定ですが、支援が必要な家庭に対してさらなる効果的な取組を模索しながら、当該拠点の運営を行っていきたいと考えています。

⑤ ここに記入する事ではないかもしれませんが、保健センターでの健康相談が3歳まででそれ以降は実施されないようですが、就園する前に不安のある保護者は引き続き相談はできると思いますが、就園後に他児との成長に不安を持っている方もいらっしゃると思います。いきなり病院等への受診をする事への抵抗もあると思いますので、町内で相談できる窓口が開かれていると安心できると思います。	保健センター内にある子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行っておりまして、子どもの健康相談事業として、発育・発達・育児相談を実施しています。 子ども家庭総合支援拠点においても、子育て世代包括支援センターと連携を図りながら、保護者の様々なニーズに対応していきたいと考えています。
⑥ 相談窓口が子育て支援課内にできるということは、本当に朗報です。 気づきから相談でき、学校・保育施設・地域の方・子育て支援課と連携を取って見守っているのだと思うと心強いです。	支援が必要な家庭の早期発見、虐待の未然防止から再発防止までに対応するには、関係機関との連絡調整・連携が必要不可欠であると考えています。